長浜市告示第１５０号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４３条の２第１項の規定により西浅井コミュニティバス使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第２項及び長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第４２条第２項の規定により告示する。

令和７年４月１日

長浜市長　浅見　宣義

１　指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
滋賀県長浜市西浅井町大浦１０９８番地４
有限会社西浅井総合サービス　代表取締役　佃　光広

２　指定をした日
令和７年４月１日

３　委託をした日
令和７年４月１日

４　委託期間
令和７年４月１日から令和９年９月３０日まで

５　委託した公金事務に係る歳入の種類
西浅井コミュニティバス使用料

６　徴収の方法
現金による